

# (資料10)

## 駐車場管制装置保守業務

### 1. 目的

船橋市リハビリセンター駐車場に設置されている管制装置を、定期的に点検整備を行なうことにより、常に最良の状態を保ち当該装置の運用に支障が無いようにすることにより、利用者の利便性の確保を図る事を目的とする。

### 2. 設置場所及び対象機器

①設置場所 船橋市リハビリセンター駐車場

②対象機器	出口判定機	2台
	カーゲート	4台
	割引ライター	1式
	ループ式車体検出器	8台
	警報盤	1台
	入口満車表示灯	2台
	出車注意灯	1台

### 3. 保守内容

- ①各装置の正常な運転を維持する為に必要な点検、調整、部品交換等
- ②保守点検は年3回（6月、10月、2月）行う。
- ③保守点検は、所定の点検表に基づき行なう。
- ④保守点検実施日時等は、業務に支障の無いよう配慮する。
- ⑤不時の故障の際には、技術員を派遣して速やかに復旧する。

### 4. 保守対象外

- (1) 故意又は重大なる過失による人為的故障。
- (2) 発注者以外の者による改造等に起因する故障。
- (3) 天変地異等双方の責に帰すことができない故障。

### 5. 費用の負担区分

保守業務及び故障修理等に要する作業費用は、受注者の負担とする。

### 6. 報告書

点検・修理完了後には、速やかに報告書を提出し、発注者の承諾を受けること。

## (資料10)

### 7. 疑義

本仕様書に明記のない事項又は内容に疑義があるときは、双方協議の上、解決する。

### 8. その他

本仕様書は、当該業務の大要を示すもので、明記の無い事項においても法令並びにその性質上関連するものについては、誠意をもって処置する。